

最低賃金制度について

1. 制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は減額して適用。

2. 地域別最低賃金

- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

改定年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
改定額(円)	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823
目安額(円)	0	—	3	3	14	15	7~9	15	6	7	14	16	18	24
対前年度引上げ額(円)	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25

3. 最低賃金の決定基準

- 地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金法(昭和34年法律第137号)(抄)

(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

今年度の最低賃金引上げ状況

○ 本年10月1日から、新たな地域別最低賃金が順次発効。本年度の最低賃金は全国加重平均で823円となり、昨年度から25円(3.1%に相当)引き上げた。

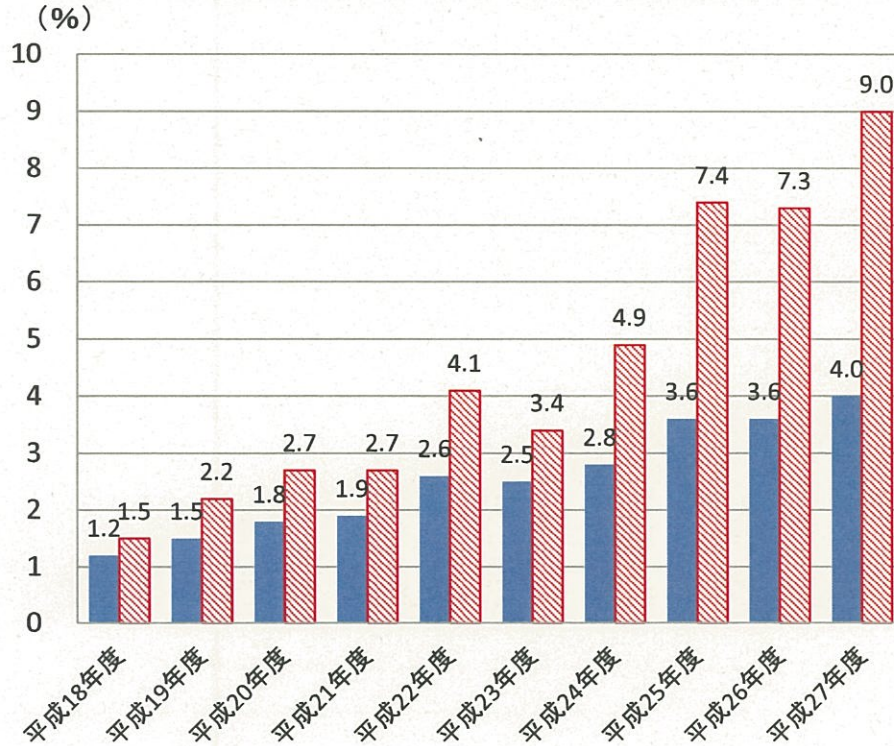
都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	786 (764)	22	平成28年10月1日
青森	716 (695)	21	平成28年10月20日
岩手	716 (695)	21	平成28年10月5日
宮城	748 (726)	22	平成28年10月5日
秋田	716 (695)	21	平成28年10月6日
山形	717 (696)	21	平成28年10月7日
福島	726 (705)	21	平成28年10月1日
茨城	771 (747)	24	平成28年10月1日
栃木	775 (751)	24	平成28年10月1日
群馬	759 (737)	22	平成28年10月6日
埼玉	845 (820)	25	平成28年10月1日
千葉	842 (817)	25	平成28年10月1日
東京	932 (907)	25	平成28年10月1日
神奈川	930 (905)	25	平成28年10月1日
新潟	753 (731)	22	平成28年10月1日
富山	770 (746)	24	平成28年10月1日
石川	757 (735)	22	平成28年10月1日
福井	754 (732)	22	平成28年10月1日
山梨	759 (737)	22	平成28年10月1日
長野	770 (746)	24	平成28年10月1日
岐阜	776 (754)	22	平成28年10月1日
静岡	807 (783)	24	平成28年10月5日
愛知	845 (820)	25	平成28年10月1日
三重	795 (771)	24	平成28年10月1日
滋賀	788 (764)	24	平成28年10月6日

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	発効年月日
京都	831 (807)	24	平成28年10月2日
大阪	883 (858)	25	平成28年10月1日
兵庫	819 (794)	25	平成28年10月1日
奈良	762 (740)	22	平成28年10月6日
和歌山	753 (731)	22	平成28年10月1日
鳥取	715 (693)	22	平成28年10月12日
島根	718 (696)	22	平成28年10月1日
岡山	757 (735)	22	平成28年10月1日
広島	793 (769)	24	平成28年10月1日
山口	753 (731)	22	平成28年10月1日
徳島	716 (695)	21	平成28年10月1日
香川	742 (719)	23	平成28年10月1日
愛媛	717 (696)	21	平成28年10月1日
高知	715 (693)	22	平成28年10月16日
福岡	765 (743)	22	平成28年10月1日
佐賀	715 (694)	21	平成28年10月2日
長崎	715 (694)	21	平成28年10月6日
熊本	715 (694)	21	平成28年10月1日
大分	715 (694)	21	平成28年10月1日
宮崎	714 (693)	21	平成28年10月1日
鹿児島	715 (694)	21	平成28年10月1日
沖縄	714 (693)	21	平成28年10月1日
全国加重平均額	823 (798)	25	

※ 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額

最低賃金の引上げによる影響

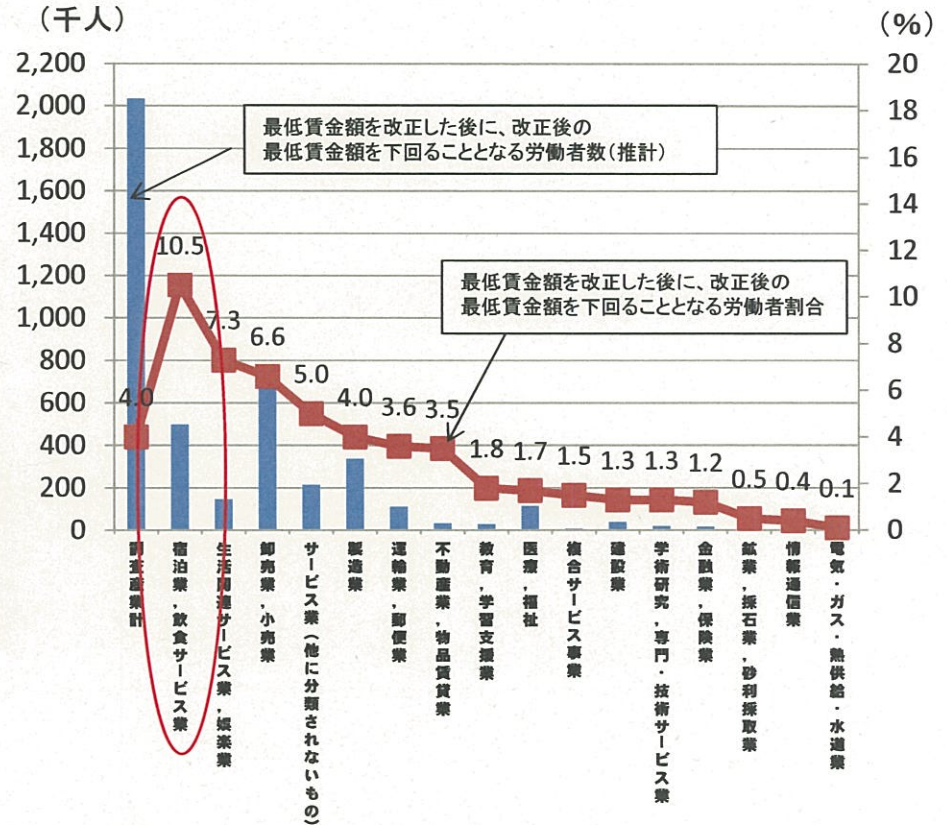
最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合の推移



■ 全体(ただし、5人未満の事業所を除く)
(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

▨ 小規模事業所(事業所規模30人未満(製造業は100人未満))
(資料出所)厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

産業別の影響(平成27年度)



※ 全体(ただし、5人未満の事業所を除く)

(資料出所)厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査特別集計」、
総務省「平成26年経済センサス-基礎調査」